

平成30年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
耕地課	平成30年度第1号滋賀2期地区農業用ため池緊急点検業務委託	平成30年度第1号滋賀2期地区農業用ため池緊急点検業務	平成30年8月6日 ～ 平成30年9月14日	滋賀県土地改良事業団体連合会	9,936,000	本業務は台風シーズンまでの短期間で緊急的に実施する必要があり、ため池に関する知識や業績、ため池管理者との調整に欠かすことができない。 当該団体は、市町等からハザードマップの作成などを受託するなど、ため池に関する専門技術ならびに調整に必要なネットワークを有していることから、緊急点検を実施できる唯一の団体であるため。	2	3イ
甲賀農業農村振興事務所 (田園振興課)	甲西南部1地区 換地処分等事務委託	換地処分等委託業務	平成30年7月11日 ～ 平成31年3月27日	湖南市	6,280,000	地元の実情に精通している機関が実施することが必要であり、ほ場整備をしている当該市以外に画一的な委託事務として実施できるものがないため。	2	3イ